

インフルエンザ
新型コロナウイルス感染症 における登園届 (保護者記入)

保育園にて特に感染が広がりやすい以下の疾患については、医師の診断のもとこちらの「登園届」にご記入いただき提出をお願いいたします。

みつばち BunBun 保育園 園長宛

園児名 _____

生年月日

平成・令和 年 月 日生 _____

(病名) (該当疾患に○をお願いします)

A	インフルエンザウイルス感染症 出席停止期間の基準を「発症から5日間経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで」とする。
B	新型コロナウイルス(COVID-19)感染症 出席停止期間の基準を「発症から5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」とする。※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること。

(医療機関名) _____ において、

(受診日) 令和 年 月 日に、上記感染症と診断されました。

(発症日0日目または、検体採取日) 令和 年 月 日より、5日経過し、かつ、

(解熱日または、症状軽快日) 令和 年 月 日より _____ 日経過したため、

集団生活に支障がない状態と判断されましたので 令和 年 月 日より、
登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名 _____

※保護者の皆さまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが快適に生活できるよう、上記感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ (A型・B型)	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	<p>発症した後 5 日経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日経過していること</p> <p>※症状軽快・・解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態</p> <p>※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること。</p>